

東京都市計画防災街区整備事業の決定（新宿区決定）

都市計画西新宿五丁目北地区防災街区整備事業を次のように決定する。

名 称	西新宿五丁目北地区防災街区整備事業						
面 積	約 2.5ha						
公共施設の配置及び規模	道路	種 別	名 称		規 模	備 考	
			幹線街路	放射第 6 号線		別に都市計画に定めるとおり	
				放射第 24 号線		別に都市計画に定めるとおり	
		新宿副都心街路第 13 号線		別に都市計画に定めるとおり			
		区画道路	区画道路 1 号		幅員 8m 延長約 40m	拡幅	
			区画道路 2 号		幅員 8m～12m 延長約 85m	新設	
	区画道路 3 号		幅員 8m 延長約 100m	新設			
	公園	街区公園	公園 1 号		別に都市計画に定めるとおり	防災都市計画施設	
			公園 2 号		約 375 m ²	新設	
	河川	河川	神田川		別に都市計画に定めるとおり		
防災施設建築物の整備に関する計画	構 造	高 さ	配 列		主要用途	備 考	
	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等による耐火建築物とする。	A地区 7m以上 160m以下 B地区 7m以上 160m以下	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面は、計画図 3 に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1) 歩行者の安全性を確保するために設けるひさしその他これに類するもの 2) 道路に接続する車路その他これに類するもの及び駐車場の出入口での歩行者の安全性を高めるもの 3) 公益上必要な建築物		住宅 事務所 店舗 駐車場 保育所等		
備 考	特定防災街区整備地区内						

「区域、公共施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由 ： 特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区整備事業を決定する。